

自然環境局野生生物課、国立公園課

1. 事業の概要・必要性

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において防除事業を実施する。

奄美大島及び沖縄島やんばる地域において、世界自然遺産登録に向けて、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの平成26年度末までの完全排除を目指し、集中的なワナの配置、低生息密度下での効率的な防除手法の導入等した防除を実施し、戦略的・効率的に根絶地域を拡大していく。ラムサール条約湿地など環境省が管理する保護水面などにおいて、オオクチバス等の防除を実施する。

国立公園等保護上重要な地域のうち小笠原地域及び西表地域において、重点的に外来生物の防除対策等を実施する。特に、小笠原地域は平成23年に世界自然遺産に登録されたことを受け、小笠原地域に侵入しているグリーンアノール等の侵略的外来種の更なる防除を行う。新たに、世界自然遺産の評価対象になった陸産貝類相の大きな脅威であるニューギニアヤリガタリクウズムシ等をはじめとする外来種の侵入・拡散を防ぐための対策を実施する。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

地方公共団体等が実施する防除への活用を図るため、被害の著しいアライグマ等について、防除モデル事業を実施する。

2. 事業計画

(1)特定外来生物防除直轄事業	22	23	24	25	26	27	28
ジャワマングース防除事業	→			(完全排除)	→ (アノール・アノール)		
オオクチバス等防除事業	→						
国立公園等外来生物重点防除事業	→						
(2) 広域分布外来生物防除モデル事業	18	19	20	21	22	23	24
アライグマ、外来アリ等防除モデル事業	→ (高密度分布地域)			→ (侵入初期段階・分布拡大地域)			

3. 施策の効果

重点地域におけるジャワマングース等の集中的な防除を実施するとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた効果的な防除を推進することにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止・低減し、我が国の生物多様性の保全を図る。

特定外来生物防除等推進事業

特定外来生物防除直轄事業

- ジャワマングース防除事業 (奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- オオクチバス等防除事業 (ラムサール条約湿地等)
- 国立公園等外来生物重点防除事業 (小笠原地域・西表地域)

広域分布外来生物防除モデル事業

- アライグマ、外来アリ等防除モデル事業



世界自然遺産候補
琉球列島



世界自然遺産
小笠原諸島

